

議案第 4 4 号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 6 0」を「1 0 0 分の 5 7. 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

渋川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（勤勉手当） 第 1 1 条の 2 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に<u>1 0 0 分の 5 7 . 5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 ～ 5 （略）	（勤勉手当） 第 1 1 条の 2 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に<u>1 0 0 分の 6 0</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 ～ 5 （略）